

大規模地震及び豪雨災害に関する
緊急要請

～あらゆる自然災害から国民の命を守るために～

平成30年9月
中核市市長会

平成30年6月18日に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、近畿地方を中心に400名を超える死者・負傷者や5万4千棟を超える家屋損壊などの被害をもたらした。

また、「平成30年7月豪雨」では、岡山県や広島県、愛媛県など1府10県に特別警報が発令され、河川の氾濫により屋根まで完全に浸水する家屋の被害、土砂災害等では家屋が巻き込まれる被害が発生するなど、200名を超える死者・行方不明者、約5万棟の家屋被害をもたらした。

さらに、9月には「平成30年台風21号」及び「平成30年北海道胆振東部地震」が発生し、多数の人的・物的被害をもたらしたところである。

これらの災害では、多くの中核市においても甚大な被害が発生し、被災した中核市では、中核市間の協定に基づく相互応援のほか、国の各機関や多くの自治体から多大なる御支援をいただき、人命最優先の救援捜索活動やライフラインの復旧に迅速に対応するとともに、現在は、被災者の生活支援や地域の復興に全力で取り組んでいるところである。

近年では、「平成26年8月豪雨」や「平成27年9月関東・東北豪雨」、「平成28年熊本地震」、「平成29年7月九州北部豪雨」など、全国各地で大規模な自然災害が頻発し、今後も地球温暖化による気候変動に伴う集中豪雨の増加、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が危惧されており、こうした災害は全国のどこでいつ起きてもおかしくない状況にある。

自然災害において、人命はもちろんのこと、国民の財産、国や地方自治体が整備を進めてきた都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れず、また、これらの復旧・復興に相当な時間と多大な労力を要することは必至であり、各中核市は自然災害による住民生活への影響の大きさを改めて痛感している。

大規模な災害が発生した場合、国の全面的な支援なくして復旧・復興を実現することは困難であり、今般の災害においても特段の配慮をお願いするところであるが、本来、このような甚大な被害が発生することがないように、財政健全化の目標はあるものの、国においてはそれにとらわれることなく積極的かつ大胆に年度当初から予算を投入し、国を挙げて迅速に国土強靱化に取り組み、国民の安全・安心な生活を保障していくことが何よりも重要である。

このようなことから、次のとおり緊急要請を行う。

～あらゆる自然災害から国民の命を守るために～

- 1 大規模地震に備えるべく、都市基盤を始めとするあらゆる社会資本の耐震化及び老朽化対策とともに、災害時のライフラインである緊急輸送道路の整備を推進すること
- 2 平成30年7月豪雨を始めとする近年の水害を検証し、効果的かつ効率的な治水施設の運用と更なるハード対策を推進するとともに、河川管理施設が常にその機能を発揮できるよう、河道の掘削や樹木伐開を始め適切に維持管理を実施すること
- 3 地球温暖化を背景とする昨今の気候変動を踏まえ、川幅の拡幅や築堤・堤防補強などの河川改修やダム事業といった抜本的な治水事業全般を加速するとともに、壊滅的な被害を回避できる高規格堤防の整備を強力に推進すること
- 4 大規模な土砂流出等による国民生活への深刻な影響を回避、軽減するため、急傾斜地対策事業等の土砂災害対策を推進すること
- 5 被災者が一日も早く自らの生活を取り戻し、生活再建につながるよう、被災者生活再建支援制度を始めとした各支援制度の迅速かつ幅広い運用や支援の拡充を行うこと
- 6 上記事業を着実に推進するための十分な予算を確保し、強力に防災・減災対策と被災者支援を推進するとともに、地方自治体の取組に対しても所要の財政措置を講じること

平成30年9月27日

中核市市長会